

インターネット端末利用業者のみなさんへ

～重要なお知らせ～

# 保 険 証

~~記号・番号・保険者番号~~

！！記録できなくなりました！！

## 健康保険等各種保険証による本人確認記録の記録事項の一部変更について

令和2年10月1日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行となり、本人確認を目的として被保険者等記号・番号を記録することが禁止されました。

各種保険証はこれまでどおり本人確認書類として使用できますが、保険証に記載の「記号・番号・保険者番号」を記録（コピー・スキャンを含む）することはできません。

顧客から健康保険等各種保険証の提示を受けた場合は、氏名、住居、生年月日及び保険者名称（発行機関）を記録してください。

保険者名称（発行機関）  
を記録する。

### 健康保険 被保険者証

本人（被保険者） 令和〇年〇月〇日交付

記号 00000000 番号 000

氏名 ◎◎ ◎◎ 性別 ○  
生年月日 平成〇年〇月〇日  
認定年月日 令和〇年〇月〇日  
事業所所在地 東京都……  
事業所名称 ○○○○  
保険者所在地 東京都……  
保険者番号 00000000  
保険者名称 ○○○○○○保険組合

記号・番号・保険者番号  
は記録できない。